

ギャンブル等依存症対策推進基本計画

(抜粋)

令和7年3月21日

目次

はじめに	1
------	---

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	
2 ギャンブル等依存症の現状	
3 これまでの政府の取組	
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等	2
1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援	
2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮	
3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮	
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	3
1 推進体制	
2 位置付けと基本計画の変更の検討	
3 基本的考え方	
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	4
1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施	
2 都道府県における推進計画の策定	

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組：基本法第 15 条関係	
I-1 競馬における取組【農林水産省】	
第 1 競馬における広告・宣伝の在り方	
1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	6
2 普及啓発の推進	7
第 2 競馬におけるアクセス制限等	
1 競馬場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	8
2 競馬場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等	10
3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	11
第 3 競馬における相談・治療につなげる取組	

1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	13
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	14
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	15
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	16
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	17
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	18
2	普及啓発の推進	19
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	競輪場・オートレース場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	20
2	競輪場・オートレース場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底	22
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	23
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	25
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	26
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	27
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	28
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	29
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	30
2	普及啓発の推進	31
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	競走場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	33
2	競走場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底等	35
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	36
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	

1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	38
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	39
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	41
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	42
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	43
I-4	ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	44
2	普及啓発の推進	45
第2	ぱちんこにおけるアクセス制限等	
1	自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化	46
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	48
第3	ぱちんこにおける施設内の取組	
1	ぱちんこ営業所のATM等の撤去等	49
2	出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入	50
第4	ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	51
2	依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介	52
3	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援	53
第5	ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	
1	「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による依存防止対策の強化	54
2	ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進	55
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用	56
4	第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入調査	57
5	ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	58
6	地域連携の強化	59
II	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1	ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施【内閣官房】	60
2	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	61
3	ギャンブル等依存症に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】	63
4	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	64
5	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	65

6	学校教育における指導の充実【文部科学省】	67
7	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	68
8	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	69
9	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	71

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第 16～21 条関係

第 1	各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第 20 条関係	73
第 2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	77
第 3	相談支援・治療支援：基本法第 16・17 条関係	
1	都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】	78
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	80
3	女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】	83
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】	85
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	86
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】	87
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】	88
8	全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	89
第 4	民間団体支援：基本法第 19 条関係	
1	自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】	91
2	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	92
第 5	社会復帰支援：基本法第 18 条関係	
1	就労支援に関わる者のギャンブル等依存症の知識及び対応能力の向上【厚生労働省・総務省】	93
2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	94
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	95
4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	96

5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	97
第6	人材の確保：基本法第21条関係	
1	ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】	98
2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	99
3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	100
4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	101
5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	102
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	103
IV	調査研究・実態調査：基本法第22・23条関係	
1	精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	104
2	児童虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】	105
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	106
4	海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	107
5	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】	108
6	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	109
7	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	110
V	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	111
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	112
3	宝くじにおける自主的な取組の推進【総務省】	113
VI	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組	
1	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	114
2	オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・	

こども家庭庁・総務省・文部科学省】	115
3 オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進【総務省・厚生労働省】	117
4 オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】	119

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

1 ギャンブル等依存症対策の対象

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

本基本計画の「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「II 予防教育・普及啓発」、「III 依存症対策の基盤整備・様々な支援」及び「IV 調査研究・実態調査」は、その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策である。

また、同章に掲げる「I 関係事業者の取組」では、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に資する事業の実施という観点から、基本法第23条の規定に基づく実態調査や国会での議論等を踏まえ、競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」として、その取組を対象としている。ただし、この対象については、今後、本基本計画に基づき実施される実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得るものである。

2 ギャンブル等依存症の現状

令和5年度、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが、精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について、基本法第23条の規定に基づく調査を行った。同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%と推計している（前回調査（令和2年度実施）における推計値との間に統計的に有意な差は見られなかった。）。また、当該令和5年度調査では、公営競技等でインターネットを使用した購入が過半数であり、また、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して「インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた」との回答が、ギャンブル等依存が疑われる者はそうでない者に比べて高いこと等が示された。

3 これまでの政府の取組

基本法の成立・施行以前においても、政府においては、次のような取組を講じていた。

- ・平成28年12月 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」立ち上げ
- ・平成29年3月 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」取りまとめ
- ・平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」取りまとめ

その後、平成30年に基本法が成立・施行され、平成31年4月に初めて基本計画を策定し、3年ごとに変更を加えつつ、基本計画に基づいて各種取組を講じてきたところである。また、基本計画に基づくこれまでの取組については、基本法の規定に基づき、達成状況の調査及びその公表を行ってきた。

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な

日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することが基本法の基本理念の一つとされている。

2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮がなされることも、基本法の基本理念の一つとされている。

3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、例えば、医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとされている。

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

1 推進体制

平成30年10月、基本法の施行に伴い、同法第24条等の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係する国務大臣を本部員とするギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を設置した。

政府においては、本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として位置付け、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、基本計画案の作成及び実施を始めとする必要な施策を着実に推進していくものである。

また、基本法第32条等の規定に基づき、本部には、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者をメンバーとするギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置している。

本部においては、基本法第25条第2項の規定に基づき、基本計画の案を作成しようとするとき及び施策の実施状況の評価の結果を取りまとめようとするときには、あらかじめ関係者会議の意見を聴き、施策を推進していくものである。

2 位置付けと基本計画の変更の検討

基本計画は、政府が講ずるギャンブル等依存症対策の最も基本的な計画として位置付けられるものである。また、基本計画は、基本法第12条第6項の規定に基づき、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならない。

3 基本的考え方

(1) PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人を無くし、国民の健全な生活の確保等を図ることであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、

徹底した PDCA サイクルにより計画的な取組を推進することが重要である。

このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握するとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、この調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえて、基本法に基づく依存症対策の対象も含め、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととする。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会、教育委員会、その他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要である。

このため、本基本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとする。

(3) 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要である。

このため、本基本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していく。

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施

基本法第10条は、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、5月14日から20日までを、ギャンブル等依存症問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）と定めている。

国及び地方公共団体においては、啓発週間において積極的に広報活動などの事業を行っていくよう努めるとともに、関係事業者においても、積極的に啓発週間の趣旨にふさわしい活動を実施するよう努めるものとする。

2 都道府県における推進計画の策定

基本法第13条において、都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされている。

本基本計画は、政府としての基本的な取組を定める計画であるが、地域におけるギャンブル等依存症対策の着実な推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。

都道府県計画については、令和6年9月末時点で43の都道府県において既に策定されている。このように都道府県を中心とした地域としての一体的な取組は一定程度進んでいるが、都道府県計画を策定していない地域もあるため、政府においては、都道府県が地域の実情に応じ都道府県計画を策定及び変更できるよう、引き続き支援していくことが必要である。

また、都道府県においては、本基本計画を基本としつつ、当該地域の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるとともに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の関連する事項を定める計画と調和を保った上で、策定することが重要である。

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係

【目標と具体的取組】

都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び連携協力をより一層推進するため、以下の取組等を実施。

- 厚生労働省は、都道府県等に対し、以下の内容に係る通知を発出。
 - ・本基本計画や地域の実情等を踏まえ連携会議を開催し、各地域における取組を促す。
 - ・連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促進。
- 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて関係機関に通知を発出し、特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進。関係事業者は連携協力体制に積極的に参画。
- 厚生労働省は、地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知。
- 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 厚生労働省は、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

基本法第20条の規定を踏まえ関係機関が包括的に連携する体制を構築するため、令和4年基本計画においては、以下の取組を実施することとした。

<包括的な連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、特に連携会議が未設置の都道府県等に対し、令和4年度中に改めて通知を発出し、関係機関間の連携協力体制を構築するため、都道府県等が指定する機関(精神保健福祉センター等)において、地域の実情等を踏まえて、関係機関を構成員に含めた連携会議の開催を促進。
- 関係省庁は、令和4年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。

※ 主な関係機関

依存症専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法

書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等

- 内閣官房は、令和5年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。
- 厚生労働省は、以下の取組を実施。
 - ・上記内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手。
 - ・依存症対策全国センターにおける研修を始めとする各種研修等において、各地域での連携協力の具体的な方法の検討に資するよう、地域における支援段階での連携協力に関する先進的な事例を紹介。
 - ・ギャンブル等依存症を始めとする依存症を含む精神障害を有する者等を重層的な連携により支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 総務省は、各府省行政苦情相談連絡協議会等で行政相談の取組状況の共有等を行うほか、管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター（以下「総務省行政相談センター」という。）において関係機関の取組に関する情報提供等を実施。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

<包括的な連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、関係機関間の連携協力体制を構築するため、連携会議を開催していない都道府県等に対して開催について積極的な検討を依頼するとともに、既に開催されている都道府県等に対して包括的な支援を推進するよう令和4年度に通知を発出。
- 関係省庁は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和4年度に通知を発出。
- 内閣官房は、令和5年度に各地域の包括的な連携協力体制の構築等に関する調査を実施。
- 厚生労働省は、依存症対策全国センターが開催する都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議において、地域連携による依存症患者の早期発見から早期対応などに係る先進的な事例を紹介。
- 厚生労働省は、都道府県等が管内の相談支援体制の整備を推進していくための補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 消費者庁及び金融庁は、「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」(以下「対応マニュアル」という。)も活用した消費生活相談員向けの研修等を実施し、各関係機関との連携構築に向けた取組を支援。
- 日本司法書士会連合会は、ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成のため、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務に関する研修会及びシンポジウムを開催し、各司法書士会に対して、地域の実情に合わせた各関係支援機関との連携構築に向けた取組を支援。
- 日本司法支援センターは、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化。
- 総務省は、令和4年度以降、各府省行政苦情相談連絡協議会で総務省の取組等の紹介を行ったほか、総務省行政相談センターにおいて関係機関の取組に関する情報提供等を実施。

こうした取組により、令和6年9月末時点で58の連携会議が都道府県等で設置されていることから、各地域における包括的な連携協力体制の構築及び連携協力が進んでいると評価できる。

一方で、連携会議が未設置の政令指定都市があること、関係者会議において関係機関間の具体的な連携の好事例を示すべきとの意見があったことも踏まえ、各地域において包括的な連携協力体制を強化するための取組が必要である。また、連携協力の実態については、地域ごとにばらつきが見られることから、各地域の連携協力を後押しするとともに、特に、支援の枠組みに一度つながったものの当該枠組みから離れてしまった方等に対して地域を挙げた包括的な支援を行う必要がある。

そのため、以下に掲げる取組の総合的な推進を通じ、包括的な支援を実現する。

<連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、令和7年度速やかに都道府県等に対し、以下を内容とする通知を発出。
 - ・ 本基本計画や地域の実情等を踏まえ、連携会議を開催し各地域における取組を促す。
 - ・ 連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促進。
- 厚生労働省は、都道府県等での連携協力がより一層進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知することで、より実効性のある連携会議の開催を促進。
- 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて令和7年度速やかに、関係機関に対し通知を発出し、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討することを促進。特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進。

(関係省庁と通知先の関係機関の対応)

関係省庁	通知先の関係機関
農林水産省	競馬主催者、NAR、全主協
経済産業省	競輪及びオートレースの各施行者
国土交通省	モーターボート競走の各施行者
警察庁	ぱちんこの業界団体、各都道府県警察
金融庁	各財務局等・各地方公共団体の多重債務相談担当課
消費者庁	各消費生活センター
こども家庭庁	各都道府県等の児童相談所
法務省	日本司法支援センター、各矯正施設、各保護観察所、日本司法書士会連合会
文部科学省	各都道府県等の教育委員会

- 関係事業者は、各地域の包括的な連携協力体制へ積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 厚生労働省において、以下の取組を引き続き推進。
 - ・地域におけるギャンブル等依存症患者への支援に関する事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。
 - ・依存症対策全国センターにおける研修を始めとする各種研修等において、各地域での連携協力の具体的な方法の検討に資するよう、地域における支援段階での連携協力に関する先進的な事例を紹介。
 - ・ギャンブル等依存症を始めとする依存症を含む精神障害を有する者等を重層的な連携により支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の取組を進める。
- 関係省庁等は、ギャンブル等依存症である者等が多重債務問題等を契機に関係する相談機関につながった際に、ギャンブル等依存症問題への対応として、地域の関係機関につながられるよう、相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 総務省は、各府省行政苦情相談連絡協議会等において、総務省の行政相談の取組状況を共有するとともに、関係機関における情報提供例を紹介。
 - また、総務省行政相談センターにおいて、各府省庁の取組に関するポスターの掲示、パンフレット、リーフレット等の提供を行うほか、同センターにおいて国民からの照会に対し、関連する施設や関係機関を紹介。

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

【目標と具体的取組】

内閣官房は、関係省庁の協力を得て、都道府県計画の策定及び変更を支援。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

地域におけるギャンブル等依存症対策の推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が必要である。また、基本法第13条第1項において、都道府県は、政府において策定する基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされており、同条第3項において、都道府県計画は少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされている。これらのことから、令和4年基本計画において、内閣官房は、全都道府県が都道府県計画を策定できるよう、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

内閣官房において、都道府県を対象とした説明会の実施を始めとする都道府県計画の策定支援を行った結果、令和6年9月末時点で43の都道府県において都道府県計画が策定されており、さらに3県については令和6年度中に策定見込みであることから、地域におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な取組が進んだと評価できる。

一方で、都道府県計画を策定していない県があることから、都道府県において地域の実情に応じ都道府県計画が策定及び変更されるよう、引き続き支援していくことが必要である。

したがって、内閣官房は、都道府県が円滑に都道府県計画の策定及び変更に係る検討を行うことができるよう、引き続き関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定及び変更を支援する。

第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

1 都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組等を推進。

- 都道府県等の実施する相談の取組に対する財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進。
- 相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進（相談機関等における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等からの相談における相談体制を更に充実させるため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出し、都道府県等において依存症相談員を配置して相談支援等を実施する相談拠点の整備を進めてきた。さらに、依存症対策全国センターが開催する全国会議等を通じて相談拠点の整備を進めるとともに、相談拠点が整備された都道府県等を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知をしており、令和4年基本計画においても引き続き、以下の取組を実施することとした。

- 都道府県等に設置された相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するため財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるため、依存症対策全国センターにおいて依存症相談対応指導者養成研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、相談窓口の周知や、関係機関から相談機関へつなぐなど、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の普及啓発及び連携協力を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、相談対応に従事する者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、また、厚生労働省において、相談拠点が未整備の都道府県等に対して設置の要請をするなどした結果、令和6年9月末時点において全ての都道府県等で相談拠点が整備されている。また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の取組事例について、情報共有を図った。

ギャンブル等依存症に関する相談件数は、相談拠点の明示、啓発、連携強化などの取組により、精神保健福祉センターにおいては、令和3年度6,810件、令和4年度7,036件、

令和5年度7,776件（衛生行政報告例）、保健所においては、令和3年度2,093件、令和4年度2,729件（地域保健・健康増進事業報告）と年々増加しており、都道府県等における相談体制の整備が進んだと評価できる。

今後も引き続き、都道府県等の相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を拡充するとともに、研修等により相談対応に従事する者の数の増加やその技術向上を図り、特に、若い世代が相談しやすい体制を整備する必要がある。また、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を引き続き進める必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 依存症対策全国センターにおいて全国会議を開催し、相談拠点の好事例を展開。
- 依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組を実施。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するため財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるため、依存症対策全国センターにおいて依存症相談対応指導者養成研修を実施。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談において、ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、相談窓口の周知や関係機関から相談機関へつなぐなど、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の普及啓発及び連携協力を促進。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談において、公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係機関との連携を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

【目標と具体的取組】

家族に対する支援を強化するため、以下の取組等を実施。

- 厚生労働省は、都道府県等による相談事業の充実の支援や、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等で紹介する等、連携を促す。
- 関係省庁は、地域における連携協力を推進し、家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談機関等につなげる取組を適切に実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等の家族を支援するための取組として、例えば厚生労働省及び総務省による相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備促進や民間団体への活動支援、関係事業者による本人・家族申告によるアクセス制限制度等の運用を行ってきた。

しかし、家族に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合もあり、本人・家族申告によるアクセス制限制度を始めとする各種取組や相談窓口等が家族に十分に認知されていない点や、関係機関の連携による家族支援が十分にできていない点が課題であった。

そのため、令和4年基本計画においては、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援を強化するために以下の取組を実施することとした。

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省及び総務省は、都道府県等による相談事業の充実を支援するとともに、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。

<関係事業者の取組>

- 関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度等を家族に周知徹底。家族を相談機関等に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を必要に応じ更新し、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 金融庁は、消費者庁とも連携しつつ、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。

- 文部科学省は、ギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、全国各地域で「依存症予防教室」を実施。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省は、都道府県等による相談事業について依存症対策地域支援事業を活用して支援。
- 厚生労働省及び総務省は、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援することにより、家族に対する相談・支援等を推進。

<関係事業者の取組>

- 本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、インターネットや SNS 等の活用により周知を強化。
- 連携会議を始めとする都道府県等が開催する会議に参画。
- ぱちんこ業界は、アドバイザー講習教材に新たに家族支援に係る項目を追加するとともに、相談に来た家族等に対して RSN や精神保健福祉センター等の相談先を記載したリーフレットを配布。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 厚生労働省は、特設ページの開設や SNS 等を活用した普及啓発活動を実施。
- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を更新するとともに、SNS 等の多種多様な媒体を活用し、同ページの閲覧を促進。
- 金融庁は、同庁ウェブサイト内の多重債務対策のページから消費者庁の上記特設ページにアクセスできるようにすることで、ギャンブル等依存症である者等の家族等への情報提供を実施。
- 文部科学省は、「依存症予防教室」を毎年開催し、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するよう、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を実施。また、毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集として取りまとめて、同省ウェブサイトに掲載し周知。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。
- 関係省庁は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族向けの注意事項や相談窓口等を紹介する資料を作成、周知。

このように令和4年基本計画に定めた取組が実施されたことにより、ギャンブル等依存

症である者等の家族に対する支援の強化が進んだと評価できる。

一方で、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援は今後も重要であることから、関係省庁及び関係事業者において、以下の取組を行う。

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省及び総務省は、都道府県等による相談事業を支援するとともに、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等で紹介する等、連携を促す。
- 関係省庁は、家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談機関等につなげるといった取組を適切に実施するため、関係機関に対する通知を发出。

<関係事業者の取組>

- 関係事業者は、ギャンブル等依存症である者等の家族に対し、本人・家族申告によるアクセス制限制度等の取組や公営競技カウンセリングセンター、支援センター、アドバイザー等の相談窓口の周知を強化。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を必要に応じ更新し、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 金融庁は、消費者庁とも連携しつつ、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 文部科学省は、ギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、全国各地域で「依存症予防教室」を実施。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。

3 女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省及びこども家庭庁は、女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等へギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法を周知。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、女性相談支援員、障害福祉サービス従事者、発達障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー（以下「福祉関連従事者」という。）等、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応能力を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は、福祉関連従事者への研修の実施やガイドライン等の周知により、ギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の周知を図ることとした。

また、こども家庭庁（令和5年3月までは厚生労働省）は、児童相談所の職員に対して、「子ども虐待対応の手引き」により、児童虐待防止対策に係るギャンブル等依存症問題への対応方法等について周知することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

厚生労働省は、「女性相談支援員相談・支援指針」で、依存症などの問題を抱える者に対する適切な対応方法について周知するとともに、福祉関連従事者がギャンブル等依存症の知識を習得するための研修用動画を作成してウェブサイトに掲載した。また、依存症対策地域支援事業において、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象とした都道府県等が実施する地域生活支援研修を支援している。これらの取組が実施されたことにより、福祉関連従事者へのギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等についての周知が進んだものと評価できる。

引き続き、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることが必要であることから、厚生労働省は、福祉関連従事者への研修の実施や「女性相談支援員相談・支援指針」の周知により、ギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の普及を図る。

こども家庭庁は、ギャンブル等依存症に関する対応方法を記載した「子ども虐待対応の手引き」を活用し、児童相談所職員に対するギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の周知を進めたと評価できる。

一方で、依然として児童虐待による死亡事例の養育者の心理的・精神的問題等の一つと

して「ギャンブル依存」があることから、こども家庭庁は、引き続き、児童相談所職員や令和6年4月から全国の市区町村で設置が進められているこども家庭センターの職員に対しても、依存症などの問題を抱える者に対する適切な対応方法について周知を図っていく。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じ消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を実施。
- 国民生活センターは、ギャンブル等依存症に係る消費生活相談への対応について、消費生活相談員向けの研修等によりの的確な相談対応を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

消費者庁は、多重債務者への相談対応を含め、消費生活センターの設置促進、消費生活相談員の増加等により地域における消費生活相談体制の整備を支援してきた。また、令和2年3月には、治療等のための機関の紹介や関係機関の連絡先一覧の記載がある対応マニュアルを金融庁と共同で改訂したほか、国民生活センターが実施する消費生活相談員向け研修において、ギャンブル等依存症対策に関する講義を行う等の支援を行ってきた。

一方で、多重債務を含むギャンブル等依存症に係る消費生活相談については、毎年一定数寄せられていることから、継続的な相談体制の整備が必要であった。

そのため、令和4年基本計画において、消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、消費生活相談体制の整備や研修等により、地方公共団体に対する支援を実施することとした。また、国民生活センターは、消費者庁職員等を講師とするギャンブル等依存症対策に関する講義を含む研修を実施し、研修への参加については、消費者庁が地方消費者行政強化交付金により支援することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

消費者庁において、地方消費者行政強化交付金を通じて地方消費者行政の体制整備や消費者安全確保地域協議会の設置、国民生活センターの行う研修への参加に係る支援を行っている。また、国民生活センターにおいて、地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費生活相談員向けにギャンブル等依存症に関する研修を行っている。研修についてはオンデマンド配信も実施している。

消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援については、ギャンブル等依存症に関する研修の実施及び地方消費者行政強化交付金を通じた地方公共団体の体制強化の支援等を通じて着実に推進されたと評価できる。

消費者庁は、引き続き消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じ消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を行う。国民生活センターは、ギャンブル等依存症に係る消費生活相談への対応について、引き続き消費生活相談員向けの研修等を通じて的確な相談対応を促進する。

【目標と具体的取組】

金融庁は、以下の取組を推進。

- 消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、活用を促進。
- 相談拠点が開催する研修会に相談員が参加すること等を通じて、多重債務相談窓口と相談拠点との連携を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

金融庁は、財務局・地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、対応マニュアルを周知し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築してきた。

令和4年基本計画においては、対応マニュアルを活用した研修を実施することを通じて多重債務相談窓口の相談体制を強化するとともに、消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルの改訂を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

多重債務相談対応に際しての好事例共有等のための意見交換会の実施、対応マニュアルを活用した地方自治体の相談員向けの研修の実施など、相談員のレベルアップのための取組を推進していることから、令和4年基本計画に設定した目標を達成し、多重債務相談窓口の相談体制の強化が図られたものと評価できる。

一方で多重債務相談窓口に対し実施したアンケートの結果によると、ギャンブル等依存症なのか否か判断が難しいことでギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携ができなかったとの回答も散見される場所である。

金融庁は、消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルの改訂を行うとともに、相談員向けの研修等を実施することを通じて対応マニュアルの活用を促進し、多重債務相談体制を強化する。また、相談拠点が開催する研修会に相談員が参加すること等を通じて、多重債務相談窓口と相談拠点との連携を強化する。

【目標と具体的取組】

日本司法書士会連合会は、以下の取組を推進。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。
- 各司法書士会が開催する研修会（債務整理、ギャンブル等依存症）へ講師を派遣。
- 各司法書士会に対して、地域の実情に合わせて各関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組を実施するよう依頼。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

日本司法書士会連合会は、全ての司法書士がギャンブル等依存症である者等への対応について十分な理解・認識を有しているとは言えないことや関係支援機関との連携は局地的な取組にとどまっている等の課題があったことから、令和4年基本計画において、以下の取組を実施することとした。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。
- 各司法書士会に対して、連合会主催の研修会等に倣った積極的な取組を実施するよう依頼。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和4年度に、ギャンブル等依存症問題を内容に含む研修会を実施し、研修会を収録したDVDを各司法書士会に配布した。また、令和5年度に、各地域の関係支援機関における包括的な連携構築の促進を目的としたシンポジウムを実施した。

これらの取組が実施されていることから、令和4年基本計画において設定した目標を達成していると言える。

近年、債務整理事件の受任件数の減少に伴い債務整理実務を経験したことのある司法書士が減少する一方で、近年のギャンブルのオンライン化の進行等に伴い債務整理事件数の増加が見込まれる。

したがって、日本司法書士会連合会は以下の取組を実施する。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的としたギャンブル等依存症問題を内容に含む司法書士会会員向け研修会を開催。
- 各司法書士会が開催する研修会（債務整理、ギャンブル等依存症）へ講師を派遣。
- 各司法書士会と関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組を実施するよう依頼。

【目標と具体的取組】

日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供の推進のため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画を図る。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

日本司法支援センターは、法的問題（ギャンブル等依存症を背景とする多重債務問題を含む。）を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供する取組を講じている。令和4年基本計画においては、取組の更なる推進のため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画について促進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

日本司法支援センターは、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するために、職員用の対応マニュアルを活用した研修等を実施するとともに、各地域の包括的な連携協力体制へ参画している。このことから、支援を必要とする方やその家族等からの問合せに対し、適切な相談窓口等を紹介するための取組が進んだものと評価できる。

日本司法支援センターは、引き続き多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画を図る。

8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組等を推進。

- できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 1つの都道府県等における複数の専門医療機関の整備を促進。
- 専門医療機関等に従事する医師等の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。
- 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進（専門医療機関における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられるよう、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）の整備を進めてきた。また、依存症対策全国センターが開催する全国会議等を通じて専門医療機関等の整備を進めるとともに、専門医療機関等の選定を行った都道府県等を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知してきた。くわえて、都道府県等において、医療機関と民間団体との連携体制を構築し、医療機関の効果的な支援の在り方について知見を収集するため、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施してきた。一方で、一部の都道府県等において専門医療機関等の選定が遅れているため、全都道府県等において専門医療機関等を整備できていなかった。

そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 令和5年度中に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- 専門医療機関等に従事する医師や、ギャンブル等依存症である者等の支援を行うコメディカルを中心としたその他の医療従事者の治療支援に係る技術向上を図るため、依存症対策全国センターにおいて研修を実施するとともに、令和元年度から令和3年度まで実施された「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究」における成果を踏まえつつ、標準的治療プログラムの普及を促進。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、引き続き、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、医療従事者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、また、厚生労働省において、専門医療機関等を未選定の都道府県等

に対して選定の要請をするなどした結果、令和6年9月末時点において、依存症専門医療機関については58、依存症治療拠点機関については44の都道府県等で整備された。さらに、既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が専門医療機関として選定されるよう促した結果、35の都道府県等において、複数の専門医療機関が整備された。全都道府県等における専門医療機関等の整備には至っていないものの、確実に全国的な整備が進んでいると評価できる。また、依存症対策全国センターは、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る専門医療機関の取組事例について、情報共有を図り、標準的治療プログラムの普及を行った。そのほか、都道府県等が連携協力体制の構築や連携強化に必要な取組を実施する場合の補助を行っており、都道府県等における連携会議の設置が進んでいる。さらに、令和元年度以降、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施している。

依存症対策全国センターが集計しているデータによると、専門医療機関におけるギャンブル等依存症の外来患者数は、令和3年度4,365人、令和4年度5,652人、令和5年度7,154人と年々増加している。

以上のことから、令和4年基本計画に掲げた取組の実施により、専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実が進んでいるものと評価できる。

今後も引き続き、地域の実情に応じ、都道府県等による専門医療機関等の選定の促進を始め、治療支援の取組を進める必要がある。

したがって、厚生労働省は以下の取組を推進する。

- できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が依存症専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- 専門医療機関等に従事する医師や、ギャンブル等依存症である者等の支援を行う医療従事者を中心としたその他の医療従事者の治療支援に係る技術向上を図るため、依存症対策全国センターにおいて研修を実施するとともに、これらの研修等において、標準的治療プログラムの普及を促進。
- ギャンブル等依存症の治療の現場において、オンラインも含めたギャンブルへのアクセスやスマートフォンによる支払を制限する方法の一つとして、必要に応じ、患者にスマートフォンの所有の仕方を検討してもらうほか、フィルタリングの活用についても検討されるよう、関係省庁とも連携しつつ、医療従事者に対するフィルタリングの周知を実施。
- 専門医療機関において、患者に対して公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係機関との連携を促す。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

第4 民間団体支援：基本法第19条関係

1 自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援 【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、地域生活支援促進事業において、地域で依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県・政令指定都市・中核市・その他の保健所設置市・特別区を通じた支援を行うとともに、依存症民間団体支援事業において、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行ってきた。

令和4年基本計画においても、厚生労働省は引き続き、都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援を実施するとともに、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施、さらに、都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等による民間団体を含めた地域の相談窓口の周知等の普及啓発を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援制度を様々な機会を捉えて周知するとともに、障害者福祉目的の補助金である地域生活支援促進事業による都道府県等への財政支援を通じた地域における自助グループなどの民間団体の取組の支援や、依存症民間団体支援事業による全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体の取組の支援を行っているほか、活動事例の共有を行っている。このような取組により、ギャンブル等依存症対策は着実に進んでいるものと評価できる。

引き続き、都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等による民間団体を含めた地域の相談窓口の周知等の普及啓発を促進。

総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の問題に取り組む民間団体支援事業の地方負担について同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】

【再掲】

- 競馬における取組 13 ページ参照
- 競輪・オートレースにおける取組 25 ページ参照
- モーターボート競走における取組 38 ページ参照
- ぱちんこにおける取組 51 ページ参照

IV 調査研究・実態調査：基本法第 22・23 条関係

1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を実施。

(1) 令和 4 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

基本法第 23 条においては 3 年ごとの実態調査が求められていることから、令和 4 年基本計画において、厚生労働省は、ギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、アルコール依存症、薬物依存症等も含め、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を行い、その過程で、他の精神疾患や自殺などの関連問題との関係を明らかにすることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和 5 年度に国立病院機構久里浜医療センターは、全国の市町村 300 地点に在住する満 18 歳以上 75 歳未満の日本国籍を有する者から、層化二段無作為抽出法を用いて 18,000 名を調査対象として、調査対象者への調査票等の郵送によるアンケート調査を実施した。また、公的な相談機関の利用者を対象に、ギャンブル等依存の問題を抱えている当事者とその家族の特徴やギャンブル関連問題の実態を把握することを目的とした調査を実施した。実態調査を通じて、「ギャンブル等依存が疑われる者 (PGSI 8 点以上)」の割合が推計で 75 歳未満の成人の 1.7% (95%信頼区間：1.4~1.9%) であること等の結果が得られた。なお、前回調査 (令和 2 年度実施) における推計値との間に統計的に有意な差は見られなかった。今回の実態調査の実施等により、その時点におけるギャンブル等依存症問題の実態把握が進んだものと評価できる。

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、アルコール依存症、薬物依存症等も含め、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を引き続き行い、その過程で、他の精神疾患や自殺などの関連問題との関係を明らかにする。

また、スポーツ振興くじについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、依存症対策に関する自主的な取組を更に推進し、購入状況等に関するデータ分析を踏まえ、広告・宣伝の在り方やクレジットカードの利用上限、依存症関連の問合せへの対応について検討するとともに、厚生労働省において引き続き調査を通じて実態を把握する。

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

1 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】

【目標と具体的取組】

警察庁は、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りの徹底を指示し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

警察は、違法な賭博店等に係る情報の収集と違法な賭博店等の厳正な取締りを推進してきたが、国内からのオンラインカジノサイトへのアクセス件数の急増やオンラインカジノ利用者が増加しているとの指摘を受け、都道府県警察に対して取締りの徹底を指示するなど、オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りによる違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

警察庁は、都道府県警察に対し、オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底し、賭客のみならずオンラインカジノの収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを実施した。また、警察庁においてオンラインカジノに関する実態を調査しており、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進している。

今後の取組としては、引き続き、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進する。

2 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・文部科学省】

【目標と具体的取組】

関係省庁は、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育を推進。

(1) 現状と課題

警察庁及び消費者庁は、令和4年度から、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪である旨を周知するためのポスターを作成し、ウェブサイトへの掲載や、公共交通機関への掲示を行うなど、オンラインカジノの違法性について広報啓発を推進している。

しかしながら、近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、オンラインカジノに関する消費生活相談が依然として寄せられており、オンラインカジノの違法性について引き続き周知するとともに、オンラインカジノが関係する「もうけ話」について注意喚起を実施する必要がある。

また、青少年による適切なインターネットの利用に向けた取組としては、こども家庭庁、総務省、文部科学省及び警察庁が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）等に基づき、青少年やその保護者に対する広報啓発・教育等を推進しているところであるが、上記のとおり、オンラインカジノの問題が指摘されていることを踏まえ、青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進する必要がある。

(2) 今後の取組内容

関係省庁において、以下の取組を実施する。

- 警察庁は、関係省庁と連携し、ポスターやSNSを活用したターゲット広告等により、オンラインカジノの違法性について、青少年を含め幅広い層に広報啓発を実施する。
- 消費者庁は、関係省庁と連携し、同庁ウェブサイトや同庁公式SNS等を通じ、オンラインカジノの違法性について広報啓発を実施する。また、オンラインカジノが関係する「もうけ話」への注意喚起等を実施する。
- こども家庭庁は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）に基づき、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）等において、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットや非行防止教室等を通じて青少年や保護者に対して、青少年によるインターネットの安全利用やオンラインカジノの違法性について広報啓発を実施する。
- 総務省は、青少年がオンラインカジノにおける賭博行為の違法性を認識することな

く、オンラインカジノサイトにアクセスしてしまうこと等のないよう、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」に注意喚起を盛り込むことにより、青少年に対する広報啓発を実施する。

- 文部科学省は、青少年をインターネット上の有害情報から守ることに関するシンポジウムの開催等を通じて、オンライン上で行われる違法行為等に関する周知・啓発も含めて、青少年がインターネット等を適切に活用できるようにするための取組を推進する。また、関係省庁等と連携の上、学校等に対し、インターネット上の有害環境から青少年を守ることに資する資料の提供等を行い、青少年への教育・啓発を推進する。

【目標と具体的取組】

- 総務省は、プラットフォーム事業者等に対して、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」に準じた適切な対応を取るよう、普及啓発を実施。
- 総務省は、情報流通プラットフォーム対処法を早期施行し、大規模プラットフォーム事業者における違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化を推進。
- 関係省庁は、オンラインカジノサイト等のフィルタリングに係る現行の運用状況について実態調査を進めるとともに、フィルタリングの普及啓発等を実施。

(1) 現状と課題

オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の必要性が指摘されているところ、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（通信分野の4つの業界団体により構成される民間団体が作成）においては、「違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為」が禁止事項（サーバーからの削除対象事項）として定められている。令和5年6月の「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂により、当該禁止事項に、オンラインカジノの広告の表示やオンラインカジノを紹介するサイトの開設等の行為が含まれる旨明記された。

また、令和6年5月に公布された情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）のことをいう。）では、インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、当該削除等の運用状況の透明化に係る措置等を義務付けている。

そのほか、オンラインカジノサイトとそのリーチサイトへのアクセスを制限する手段の一つとして、フィルタリングの活用が考えられるところ、フィルタリングについて、青少年保護の観点では、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話事業者及び代理店に対して、契約者又は端末の利用者が青少年（18歳未満）の場合、契約時にフィルタリングサービスの必要性等の説明やフィルタリングの有効化措置の実施を義務付けている。また、一般の利用者保護の観点では、大手携帯電話事業者やセキュリティ対策ソフト事業者において、フィルタリングサービスの提供や、ユーザーがアクセスしようとする際に警告を発出する機能を備えたサービスの提供が行われている。

ギャンブル等依存症の治療に活用されているギャンブル障害の「標準的治療プログラム（第2版）」の中では、ギャンブルへのアクセスを制限する方法の一つとして、患者にスマートフォンの解約や所有の仕方を検討してもらうことが記載されているところであるが、今後、総務省において行われるフィルタリングの普及啓発の内容を踏まえ、フィルタリングが治療にも活用されるよう医療従事者への周知が必要である。

(2) 今後の取組内容

総務省は、以下の取組を実施する。

- プラットフォーム事業者等に対し、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じた適切な対応をとるよう、普及啓発を実施。
- 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後においては、大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進。
- オンラインカジノサイト等のフィルタリングに係る現行の運用状況について、事業者の実態調査を実施する。また、関係省庁と連携し、フィルタリングの普及啓発を実施するとともに、フィルタリング導入率の向上を図るため、電気通信事業者等への働き掛けを実施。

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の治療の現場において、オンラインも含めたギャンブルへのアクセスやスマートフォンによる支払を制限する方法の一つとして、必要に応じ、患者にスマートフォンの所有の仕方を検討してもらうほか、フィルタリングの活用についても検討されるよう、関係省庁と連携しつつ、医療従事者に対するフィルタリングの周知を実施。

4 オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】

【目標と具体的取組】

関係省庁は、事業者を介したオンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対する警告、要請等を実施。

(1) 現状と課題

金融庁は、オンラインカジノと思われるウェブサイトに賭金の振込先として表示されている口座等の情報提供を受けた場合、当該口座の名義人に対し、照会書を発出するなどして、無免許・無登録で為替取引を業として営む者であるか確認するなど事務ガイドラインに基づく対応を行っているほか、預金取扱金融機関に対し、上記口座についての情報提供をすることがある旨を周知の上、口座が開設された預金取扱金融機関に情報提供を実施している。

経済産業省は、警察庁等からオンラインカジノを利用した賭博が犯罪であるとの注意喚起が行われたことを踏まえ、クレジットカード会社に対して、クレジットカード利用者に当該注意喚起を周知するよう要請している。また、警察庁と連名で、クレジットカード会社に対して、クレジットカード利用者がオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合は決済を停止するよう要請している。くわえて、国際ブランド会社に対して、日本国内向けにオンラインカジノの運営を行っている事業者を確認した場合はクレジットカード決済網から排除するよう要請している。

(2) 今後の取組内容

関係省庁において、以下の取組を実施する。

- 警察庁、金融庁及び経済産業省は、連携し、オンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対して注意喚起を実施する。
- 金融庁は、引き続き、提供を受けた情報を前提に上記の取組を継続し、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者の把握及び防止に努める。
- 経済産業省は、クレジットカード会社に対する注意喚起に加え、警察庁等から情報提供を受けた場合、クレジットカード会社及び国際ブランド会社に対して当該情報を提供するとともに、クレジットカード決済網からの排除などの対応を推進するよう要請する。